

令和 5 年度原子力規制委員会年次報告書

正誤表 （※ 下線部は正誤箇所）

ページ	7 ページ
該当箇所	第 1 章第 1 節 3. 原子力施設安全情報に係る申告制度 2行目
誤	公益通報者保護法（平成16年法律第122号）には、原子力規制委員会が公益通報を受け付けるべき法令として、原子炉等規制法、 <u>放射線</u> 同位元素等規制法、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び原災法が規定されている。
正	公益通報者保護法（平成16年法律第122号）には、原子力規制委員会が公益通報を受け付けるべき法令として、原子炉等規制法、 <u>放射性</u> 同位元素等規制法、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び原災法が規定されている。